

点検整備啓発活動が実施されました

4月6日～15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施され、この運動の一環として山梨県警察本部高速道路交通警察隊等により街頭指導所が開設され、山梨運輸支局、振興会も点検整備の促進等を図るため、街頭指導所において点検整備啓発活動を実施し、点検整備促進チラシ等の配布を行いました。

日 時 4月8日（火）11：00～12：00
場 所 中央自動車道下り線 双葉サービスエリア（下り）内
参加者 山梨運輸支局 3名 振興会 2名

街頭検査実施結果について

定期点検整備の促進と不正改造車排除を図るため、標記街頭検査が実施されました。なお、街頭検査の結果は以下のとおりです。

| 日時 | 実施場所 | 参加者 | 摘要 |
|-------------------------|----------------|--|---|
| 4月14日(月) 13:30～16:00 | 中央高速 甲府昭和IC | 運輸支局 3名 独立検査法人 1名 甲府南支部 5名 振興会 2名 | 総検査車両数 78台 不良車両数 1台 整備命令 0台 口頭注意 1台 車検切れ 0台 |

【主な不適合箇所】
方向指示器不点灯など
※ 甲府南支部の皆様、ご協力ありがとうございました。

平成26年度マイカ一点検キャンペーン・スローガンの決定について

標記キャンペーンのスローガンの募集につきましては、全国から5,100通の応募があり、厳選なる審査を行った結果、下記のスローガンが平成26年度のキャンペーン・スローガンとして決定しましたのでお知らせいたします。

《スローガン》

『それいいね！ 安全シェアする マイカ一点検 』

騒音計の検定について（指定工場の皆様へ）

標記検定が下記により実施されます。

指定整備工場においては、騒音計有効期間（前回検定から5年間）の確認を行い、該当する場合は必ず検定を受けられますようお知らせいたします。

検定の有効期限を越えてしまふと、指定整備が行えませんのでご注意下さい。また、振興会でのお預かりもできませんのでご了承ください。

記

1. 日 時 5月28日（水）10:00～15:00
(受付 10:00～14:00)
2. 場 所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場
3. 実施者 (一財) 日本品質保証機構 計量計測センター
TEL 03-3416-5562
4. 検定料 18,300円

騒音計の裏側



平成26年度関東ブロック共同広報のお知らせ

自動車整備振興会関東ブロック連絡協議会（東京、神奈川、千葉、埼玉、茨城、栃木、群馬、山梨各振興会）では、昭和61年度より共同広報を実施しており、平成26年度の関東ブロック共同広報は、タレントの関根勤さんをイメージキャラクターとして、整備業界のイメージアップと点検整備促進のラジオCMなどを実施します。

今年度のCMコピーは「故障の実況篇」「信頼できる整備工場へ篇」「台無し篇」「日課篇」「一年に一度篇」の5タイプで、ラジオCMによる広報活動は、山梨放送・FM富士（9月～11月）で放送予定です。

会員の皆様には、関東ブロック連絡協議会で共同作成したチラシ「車検・点検整備はAM-Sマークの整備工場へ」を配布致しますので、点検整備推進・入庫促進にご活用をお願いします。



『不正改造車を排除する運動』について

—6月1日～6月30日の1ヶ月間は「不正改造車排除強化月間」—

「不正改造車を排除する運動」の実施に関する国土交通省通達をお知らせ致します。平成26年度においても、全国的に不正改造車の排除のための諸活動になお一層強力に取り組むよう本運動の趣旨・実施事項等を踏まえご協力をお願いします。

なお、本運動の「ポスター」を会員の皆様に配布いたしますのでご活用をお願いします。

「不正改造車を排除する運動」実施要領（抜粋）

【目的】

我が国の自動車保有台数は、平成25年12月末現在で8,041万台を超えており、自動車が国民生活にとって欠かすことのできない移動・輸送手段となっている。一方、昨年の交通事故による死者数は4,373人と13年連続して減少しており、負傷者数も77万人と9年連続で減少しているが、警察庁の目標は平成27年までに死傷者数70万人以下であり、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車については、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にもその排除が強く求められている。

また、最近では、部品の取付けや取外しによって保安基準に適合しなくなっても、違法であるとの認識のないままに改造を行っている使用者も見受けられる。

このため、「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開することにより、不正改造についての認知度を高め、車両の安全確保・環境保全を図ることにより、国民の安全・安心の確保を確実に実現する。

【実施期間】

「不正改造車を排除する運動」は、年間を通じた運動とするが、平成26年6月1日（日）から6月30日（月）までの1ヶ月間を「不正改造車排除強化月間」（以下「強化月間」という。）とし、特に重点をおいて運動を実施する。

【実施事項】

1. 重点排除項目

- (1) 視認性、被視認性の低下を招く窓ガラスへの着色フィルム等の貼付
- (2) 前面ガラスへの装飾板の装着
- (3) 灯光の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け
- (4) タイヤ及びホイール（回転部分）の車体外へのはみ出し
- (5) 騒音の増大を招くマフラーの切断・取外し及び基準不適合マフラーの装着
- (6) 土砂等を運搬するダンプ車の荷台さし枠の取付け及びリアバンパ（突入防止装置）の切断・取外し
- (7) 基準外のウイング（エア・spoイラ）の取付け
- (8) 不正な二次架装
- (9) 大型貨物自動車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

- (10) ディーゼル黒煙を悪化させる燃料噴射ポンプの封印の取外し
- (11) 不正軽油燃料の使用

2. 自動車整備事業者における実施事項

「不正改造車を排除する運動」のポスターを掲示する等により、自動車ユーザーに不正改造防止を周知し、不正改造車の排除に努める。

- (1) 適正な整備・改造の推進
- (2) 従業員に対する指導等
- (3) 自主点検の実施
- (4) 不正改造車に関する情報等の提供

『グッドオアシスキャンペーン』周知用ポスター配布について

平成26年度マイカ一点検キャンペーンの一環として、昨年度に引き続き、JAFMATE社が発行する月刊誌等を活用し、自動車ユーザーに定期的な点検・整備の必要性の啓発及び定期点検の入庫促進のために、定期点検を受けたユーザーに対し、商品を抽選でプレゼントする懸賞キャンペーン（グッドオアシスキャンペーン）を実施しております。

当該キャンペーンについて、整備事業者の皆様にご活用頂くため周知用のポスターを配布します。自動車ユーザーへの更なる周知をお願いします。



平成26年5月号掲載広告

平成26年度自動車整備技能登録試験実施計画について

| | | 《登録試験》 | |
|-----|-------|---|------------------------------|
| | | 学科試験 | 実技試験 |
| 第1回 | 種目 | <ul style="list-style-type: none"> ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級2輪 ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・自動車車体 | 二級ガソリン 三級シャシ (学科合格者対象) |
| | 受付期間 | 平成26年8月4日（月）～8日（金） 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成26年10月27日（月）～10月31日（金） | |
| | 学科試験日 | 平成26年10月5日（日） | |
| 第2回 | 実技試験日 | | 平成27年1月18日（日） |
| | 種目 | <ul style="list-style-type: none"> ・一級小型（筆記・口述） ・二級ガソリン ・二級ジーゼル ・二級シャシ ・三級シャシ ・三級ガソリン ・三級ジーゼル ・三級2輪 ・自動車電気装置 ・自動車車体 | 一級小型 (学科合格者対象) |
| | 受付期間 | 平成27年1月19日（月）～23日（金） 実技試験受験手数料の納付期間 ※上記期間に申請し、学科合格後に実技を受験する者 平成27年6月1日（月）～6月5日（金） | |
| 回 | 学科試験日 | 学科・筆記 平成27年3月22日（日） 口述（口述は1級のみ） 平成27年5月10日（日） | |
| | 実技試験日 | | 平成27年8月23日（日） |

各種研修・講習会のお知らせ

1. 普通救命講習会

もしもの時に、知っておきたい「応急手当」

もしも、あなたの身近な人が、あなたの目の前で急に倒れ、呼吸が停止してしまったらどうします?
もしも、あなたが戸外で倒れている人を発見し、呼吸が止まっていた状態だったらどうします?
救急車を呼んで、そのままなにもせず到着するまで待っていますか?
「命が助かる」、「命が助からない」は、その時の適切な判断と行動で左右されてしまいます。
万が一の時、適切に行動できるよう、この講習会で「救命救急」を体得いたしましょう。
笛吹市消防本部の協力により救命救急の実習を主体に行う予定です。

◇受付期間 **6月13日（金）**

◇講習日時 **7月2日（水）9:00～12:00**

※会場集合8:55までにご着席下さい。

◇講習会場 **（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂**

◇担当講師 **笛吹市消防本部 担当者**

無料

◇定 員 **40～50名**

消防署指定の申請書に記入し、振興会・教育課までお申し込み下さい。

申請書は本誌P25・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ
(<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。

講習終了後、笛吹市消防本部より「普通救命講習修了証」が交付されます。

※注意※ 本講習は、国家資格である「救急救命士」取得のための講習ではありません。

応急手当に関する、技能を修得するための講習です。

概ね3～4年を経過したら「新たな技能習得のため再講習を受けることが望ましい」と言われています。

2. 低圧電気取扱特別講習会

(ハイブリッド車及び電気自動車に限る)

労働安全衛生法第6章 労働者の就業に当たっての措置

安全衛生教育 第59条の趣旨に基づき標記講習を行います。

事業主の皆様へ（低圧電気取扱いに関して）

「整備士に50V以上の電圧が掛かる充電回路を整備させるには**労働安全衛生法の特別教育**を受けさせることが法令で義務付けられています。

プリウスは最大約650V、インサイトは最大約100V、i-MiEVは最大約300V、
フーガ、リーフは最大約400Vの電圧です。

事業者の義務として法令順守で整備士に安全特別教育を積極的に参加させてください。

◇受付期間 **6月13日（金）**
◇講習日時 **7月2日（水）13:00～19:00**
◇講習会場 **（一社）山梨県自動車整備振興会 研修センター 大講堂 実習場**
◇担当講師 **技術講習所講師 ディーラートレーナー**
◇講習内容（講習内容をご確認の上、お申込み下さい）

- | | |
|-------------------------|----|
| 1. 電気の基礎、電気回路の点検 | 学科 |
| 2. 電気の安全に必要な基礎知識 | 学科 |
| 3. 関係法令と低圧電気取扱い | 学科 |
| 4. ハイブリッド車作業上の心得と注意 | 学科 |
| 5. ハイブリッド車の整備 | 実習 |
| 6. 試問（70%以上合格）・解説・修了証授与 | |

◇持ち物 筆記用具、電卓

◇定員 30名

◇受講料 6,500円（テキスト代含む）

（申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

【使用テキスト】

- ・新版 低圧電気取扱安全必携 648円
- ・電気の基礎知識電気の安全に必要な基礎知識

ハイブリッド車概要 1,080円

◇申込方法 申込書は、本誌P24・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ（<http://www.ams.or.jp>）の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

ご注意

受講希望の方は、**同日午前に行なわれる消防署「普通救命講習」を受講して下さい。**

既に、**消防署「普通救命講習」または、「上級救命講習」を受講済みの方は、申込み時に消防署「救命講習」修了証のコピーを提出して下さい。**

講習修了証書を授与し、受講証明もしますので整備士手帳もお持ち下さい。

労働安全衛生法 第6章 労働者の就業に当たっての措置 安全衛生教育法 第59条（条文のまま）

事業者は、労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、労働省令で定めるところのより、その従事する業務に関する安全または衛生のための教育を行わなければならない。

2. 前項の規定は、労働者の作業内容を変更したときについて準用する。

3. 事業者は、危険または有害な業務で、労働省令に定めるものに労働者をつかせるときは、労働省令で定めるところにより、当該業務に関する安全又は衛生のための特別の教育を行わなければならない。

労働安全衛生規則 第36条（条文のまま）

第59条の厚生労働省令で定める危険又は有害な業務は、次のとおりとする。

・**高圧**（直流にあっては七百五十ボルトを、交流にあっては六百ボルトを超え、七千ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）若しくは**特別高圧**（七千ボルトを超える電圧をいう。以下同じ。）の充電電路若しくは当該充電電路の支持物の敷設、点検、修理若しくは操作の業務、**低圧**（直流にあっては七百五十ボルト以下、交流にあっては六百ボルト以下である電圧をいう。以下同じ。）の**充電電路**（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害を生ずるおそれのないものを除く。）の敷設若しくは**修理の業務**又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路（対地電圧が五十ボルト以下であるもの及び電信用のもの、電話用のもの等で感電による危害の生ずるおそれのないものを除く。）のうち**充電部分が露出している開閉器の操作の業務**

★これらの規則に違反した場合、**労働安全衛生法第12章罰則第119条1項**により**事業者には6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が課せられることがあります。

3. 圧縮天然ガス（CNG）自動車講習会

標記講習会を下記により開催します。

CNG自動車の燃料装置の点検整備を行うためには、一定の条件を備え運輸支局長の行なうCNG自動車に関する講習を修了した方を、点検整備責任者に選任する必要があります。既にCNG講習を修了されている方は受講する必要はありません。

記

- ◇受付期間 **6月30日（月）**
- ◇講習日時 7月16日（水）9：30～17：00
- ◇講習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会
- ◇対象者
- (1) 整備主任者
 - (2) 自動車検査員
 - (3) 整備管理者又は整備管理者に準ずる者
 - (4) CNG自動車改造施行責任者又はこの者に選任を予定されている者
 - (5) その他受講を希望する者
- ◇受講料 8,300円（テキスト代含む）

【使用テキスト】

- ・CNG自動車 構造取扱基準及び解説 4,428円

4. 自動車ボディ電装講習会（STEP UP 2）

自動車のボディ関係の電気回路についての講習会です。

システム回路図などを読みながら、実習車の作動確認及び故障探求をしてみましょう。

- ◇受付期間 **7月4日（金）**
- ◇講習日時 7月18日（金）9：30～16：00
- ◇講習場所 （一社）山梨県自動車整備振興会 実習場
- ◇担当講師 ディーラートレーナー、教育課職員
- ◇講習内容 配線図、システム回路図、艤装図の理解
- 実習車を用いて
- ・灯火関係故障探究
 - ・パワーウィンドウ関係故障探究
 - ・ドアミラー関係故障探究
 - ・その他

【注意 回路図の読み方の講習は行いませんので、自動車電気基礎入門を受講済みの方、又は回路図が読める方を対象とします】

- ◇持ち物 サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具
- ◇定員 **10名（定員になり次第締切とさせて頂きます）**
- ◇受講料 3,100円（資料代含む）
- （申込後の未受講において、受講料の返金は出来ませんのでご了承下さい。）

5. 四輪アライメント講習

自動車整備技術の向上を図るため、新実習場に新規に設置しました四輪トータルアライメントテスタの操作説明を兼ねた3時間の講習会を下記のとおり実施する事としました。

今後アライメントテスタの貸出し要項に「本講習を修了した者」と位置付けていますので、事前の受講をお願い致します。

◇講習日時 6月 6日（金）**受付は5月30日（金）まで**

6月20日（金）**受付は6月13日（金）まで**

午前の部 9:00 ~ 12:00

午後の部 13:00 ~ 16:00

◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場

◇担当講師 イヤサカトレーナー、教育課講師

◇講習内容 1. 機器取り扱い方法、操作説明

2. 修正方法

3. 記録、プリントアウト、質疑応答 他

◇定 員 午前の部 20名

午後の部 20名

(先着順、定員になり次第順次締切とします。)

◇受講料 2,100円（資料代含む）

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。)

◇今後の開催予定 7月 9日（水）

7月 25日（金）



6. クリーン・ジーゼル・エンジン講習

低圧縮、軽量化したマツダ、スカイ・アクティブ・エンジンを使用して、構造、機能

DPF再生制御、故障探究等の講習を行います。

◇受付期間 7月 18日（金）まで

◇講習日時 7月 23日（水）9:00 ~ 16:00

◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 実習場

◇担当講師 マツダトレーナー、教育課講師

◇講習内容 スカイ・アクティブ・エンジン構造、機能、DPF再生制御、故障探究他

◇定 員 30名

(先着順、定員になり次第順次締切とします。)

◇受講料 5,200円（資料代含む）

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。)

7. 平成26年度第1回自動車検査員教習

自動車検査員資格を取得するための教習が、下記により実施されますのでお知らせします。

- ◇受付期間 5月12日（月）～ 5月23日（金）
- ◇教習日程 6月下旬～7月初旬（4日間）予定 9:00～17:00
- ◇試問日 7月8日（火）
- ◇教習受講資格

「指定自動車整備事業業務取扱要領」第10条に定める者（教習開始日の前日において、整備主任者として1年以上の実務経験を有する者）であって、次の各号の一に該当する者。

- （1）指定自動車整備事業の指定を受けている事業場に従事している者
- （2）指定自動車整備事業の指定を受けようとしている事業場に従事している者
- （3）上記（1）及び（2）に勤務を予定している者
なお、直近の整備主任者研修（平成25年10月実施）を受講していること。
- （4）自動車検査員再教習受講通知を受けた者

- ◇教習会場 （一社）山梨県自動車整備振興会

- ◇申請書類 ①申請書2枚（申請書は振興会・指導教育部窓口に用意します。）
②写真 2枚（4cm×3cm）申請書に貼付
③はがき3枚（申請書の氏名・郵便番号・住所を記入）
④自動車整備技能者手帳（法令研修の受講を確認します）

- ◇資料代 20,000円

※資料代は関係法令の改正等により追加・変更する場合があります。

※平成24年度第2回、平成25年度第1回・2回の教習を受講された方で、今回試問のみを受験される方も必ず申請して下さい。

※詳細については、別途お知らせします。

8. 自動車検査員教習特別講習会

自動車検査員教習試問合格に向けた特別講習会を開催致します。試問合格率アップを目的とした勉強会となりますので、自動車検査員教習の申請者は受講することをお勧めします。

- ◇受付期間 5月12日（月）～ 5月30日（金）
- ◇日 程 6月下旬～7月初旬（3日間）予定 9:00～17:00
- ◇会 場 （一社）山梨県自動車整備振興会
- ◇申請書類 自動車検査員特別講習受講申込書1部
(検査員教習受講申請時に受講料を添えて併せてお申し込み下さい。)
- ◇受講料 9,300円

9. スキャンツール基本研修会

スキャンツール活用事業場認定要件の一つの、応用研修の受講条件である基本研修を開催します。

◇ 受講条件 **三級自動車整備士以上でスキャンツール使用未経験者が対象**

(他団体等のスキャンツール研修等を受講済みであれば、確認により本基本研修を受講済とみなすことも出来ますので、**基本研修が必要となるかどうか不明な方は、教育課までご相談下さい**)

◇ 受付期間 **5月23日（金）まで**

◇ 講習日時 **6月4日（水）13：00～16：00**

◇ 講習会場 **（一社）山梨県自動車整備振興会 実習場**

◇ 講習内容 **スキャンツール（日立HDM3000・デンソーDST-2、DST-i）を使い、機器の取扱い方法と実車での簡易な故障探求**
(以前開催しました外部診断機等取扱講習と同様です)

◇ 持ち物 **サーキットテスタ（デジタル）、筆記用具**

◇ 定員 **20名（定員になり次第締切とさせて頂きます）**

◇ 受講料 **4,200円（資料代含む）**

(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を延期する場合もありますのでご了承下さい。)

◇ 今後の開催予定 **8月12日（火）**

10. スキャンツール応用研修会

スキャンツール活用事業場認定要件である、標記講習会を下記により開催します。

◇ 受付期間 **5月30日（金）まで**

◇ 講習日時 **6月11日（水）9：30～16：30**

◇ 講習会場 **（一社）山梨県自動車整備振興会 実習場**

◇ 対象者 **(1) スキャンツール基本研修（外部診断機取扱等講習）修了者
(2) H13～15年度の三年間のいずれかの整備主任者研修においてスキャンツールを使用した研修を受講した者。
(3) 振興会の行ったスキャンツール研修のうち、上記整備主任者研修の内容と同等以上（研修時間は問わない）の研修を受講した者
(4) スキャンツールメーカー、損害保険会社、電装品組合等が実施した（する）整備事業者向けの研修で、スキャンツール活用研修会実施要領で定めた研修内容、研修時間、教材、指導員が基本研修と同等以上の研修を受講した者。**

以上（1）～（4）いずれかに該当される方

◇ 講師 **ディーラートレーナー、技術講習所講師**

◇ 講習内容 **(学科) 1. スキャンツールの機能（再確認）**

2. FAIRESからのデータ取得

3. エンジン電子制御システムの各構成要素の仕組み

・自己診断と空燃比制御

- (実 習) 1. スキャンツール操作方法
2. 正常時データの収集
3. 正常時と異常時のデータ比較による故障診断
- ◇定 員 20人 (定員になり次第締切とさせて頂きます)
- ◇受 講 料 5,200円 (資料代含む)
(申込後の未受講において、受講料の返金は出来ません。また、申込が少ない場合には、講習日を延期する場合もありますのでご了承下さい。)
- ◇今後の開催予定 8月20日 (水)

11. ウインチ運転者特別講習会

車積載車に装備されるウインチを操作するためには、労働安全衛生法第59条、規則第36条の規定により「安全に関する特別教育」の受講が義務付けられています。

本講習は、ウインチを操作する際の基礎的な知識と注意点並びに関係法規の学科教育を行います。

学科教育終了時に「巻上げ機（ウインチ）運転者特別教育 学科教育受講証明書」を交付させていただきますので、各事業場にて「巻上げ機の運転」「荷掛け及び合図」の実技教育（4時間）を実施後、事業場の実技を行った旨の証明をした「実技教育受講証明書」をお持ちいただければ、労働安全衛生法で定める「巻上げ機（ウインチ）の運転の業務に係る特別教育修了」を証明する修了証を発行します。

- ◇受付期間 6月6日（金）まで
- ◇講習日時 6月18日（水）9:30～17:00
- ◇講習場所 (一社) 山梨県自動車整備振興会 研修センター
- ◇受講対象者 事業場にウインチ付車積載車をお持ちで、車積載車のウインチ操作を行いう方
- ◇募集定員 50名 (定員になり次第締め切らせて頂きます)
- ◇受 講 料 5,200円 (テキスト代含む)
- ◇今後の開催予定 平成26年10月7日（火）
平成27年2月18日（水）

各種研修・講習申込方法

申込書は、本誌P23～P26・教育課窓口にあります。また、振興会ホームページ (<http://www.ams.or.jp>) の「会員ページ」からもダウンロードできます。
必要事項を記入の上、受講料を添えて教育課までお申し込み下さい。

巻上げ機(ワインチ)運転者特別講習(学科)の報告

労働安全衛生法第六章（労働者の就業に当たっての措置） 安全衛生教育第59条、安全衛生規則第36条に基づく標記安全教育を4月22日（火）に14名の受講者にて実施しました。

車積載車両に搭載されているワインチを取り扱う者は、標記安全教育（学科）が義務付けられておりますので、今後多くの方の受講をお待ちしています。



スキャンツール応用研修会の報告

「コンピュータシステム認定店」申請に必要となる第3回目のスキャンツール応用研修会を4月24日（木）ディーラートレーナーのご協力を頂き参加者4名にて行いました。

日頃スキャンツールを事業場で活用していることもありデータ読取での故障診断方法は特により関心を持たれ熱心に研修されました。



ケースその1

【内容】見積り交付＝作業開始指示と捉えることが通例なのか

- ・車名：輸入車 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

貴会のA指定工場（以下A工場）で当社（関東地方B事業者）のユーザーの塗装見積りをして貰ったが、ユーザーから「少々高い。他店からも見積りを取って」と言われ、その旨A工場に伝えたところ、「すでに作業にかかっている」と言われた。

当方は作業依頼をした覚えがなく苦情を言うと、「作業依頼を受けたから修理にかかった」と言われ、水掛け論になっている。兵庫県の指定工場でもあり振興会に聞きたい。兵庫県では‘見積り＝作業開始指示’が通例なのか？当方は、こんなことで水掛け論になるとは夢にも思っていなかった。ちなみに当社は、見積りを依頼した時のやりとりをメモにして残しており、何度見ても作業開始を誤解させるようなやりとりは見当たらない。

【対応】

どんな修理依頼も文書を交わすのが基本。これは全国共通の商慣習と考える。そのために整備工場は概算見積書を交付するはず。

A工場に連絡し、担当者に話を聞くと「作業開始指示を受けた」と言うが、それを客観的に証明するものはない。B事業者が言うように、「見積り＝作業開始指示」と捉えており、「会社のやり方まで振興会にとやかく言わせたくない」と自社の正当性を訴えた。当会が各工場の経営方針にまで口出しすることはないが、常日頃から取引のある近隣工場ならいざ知らず、遠方の工場との取引なら後のトラブル防止のためにも社会通念上、契約（書面で）を交わすのが一般的。法律は犯していないというがトラブルになるのは明白・・・と説いても、担当者は聞く耳持たず埒が明かない。そこで本当に会社の方針なのか「工場長と話がしたい」と電話を変わってもらった。工場長も作業担当者と同じような受け答えだったので「自分に置き換えて考えて欲しい。品物の値段を聞いたらいきなり品物を渡され料金を請求されて納得できるか？」と。A工場は「メモなど取ったことはないが、今までトラブルもない」と、まだ自社の正当性を主張する。しかし、「現に今回トラブルになっている。B事業者の方は話し合いで解決したいといっているので早々に連絡し、応じて欲しい」と重ねてお願いしたところ、渋々ながら電話したようで、その後B事業者と話がついた旨、A工場から報告があった。あとで聞いたところ、A工場は、同業者と取引をしたことがなく、誤った認識でこのような対応を続けてきたとわかった。さらに、A工場はB事業者に「作業にかかっている」と言っていたが、実際にはかかっておらず、請求が発生する案件でもなかったことから話し合いで解決したようだ。その後双方から連絡はない。

ケースその2

【内容】部品納入後にキャンセルされ、返品ができず困っている

- ・車名：軽自動車 ・登録年月：不明 ・走行距離：不明

会員事業場よりTELにて相談。ユーザーよりサスペンションの交換を依頼され、部品（社外品）95,000円、工賃20,000円、送料2,500円で約12万円の見積り（口頭）を提示したが、部品の納入後、ユーザーにアライメントの調整量が別途18,000円必要になると説明をしたところ、サスペンションの交換は中止すると言われ、注文している部品の返品ができず困っていると相談があった。

【対応】

当相談所からは、口頭でも契約は成立する旨説明を行った。しかし、口頭のみで見積金額を提示していること、見積金額を説明する際アライメントの調整料金18,000円について説明を行っていないこと、部品のキャンセルが不可なことについて説明をしていないこと等、事業者として不備な点も多々あるので、ユーザーに口頭でも契約は成立する旨説明し、アライメントの調整料金については割引をするなどして、ユーザーと話し合いをする以外ないのでと説明をしたところ、相談者は分かりましたと言って電話を切った。その後、連絡なし。

整備インフォメーション

Vol. 37

FAINES 点数表の一部変更について再度のお知らせ

昨年12月に乗用車の点数表が改訂され刊行されました。早々に「一部変更」が行われました。変更については、「改めて作業方法等の確認をした結果、一部変更が必要となり改訂する」との事です。

冊子としてご購入の方につきまして、変更部分は日整連ホームページをご確認下さい。

2014年2月号のJASPA NEWSに「変更のご案内」を掲載してありましたが、どこがどのように変更されたかの具体的な部分は気になるところです。

FAINESの作業点検表につきましては、2014年1月の「システムメンテナンス」時に改訂変更版として入れ替えております。

変更につきましては、日整連ホームページにて確認することが出来ます。

日整連ホームページ

↓

日整連とは

↓

発刊行物の紹介

↓

自動車整備標準作業点数表 標準作業点数表の設定一覧は[こちら](#)

↓

自動車整備標準作業点数表 標準作業点数表の設定一覧

乗用 (1995~2013, 2014.4追加)

貨物 (1996~2012)

定期点検 (1999, 2007)

必要種類、年度をクリックして頂き、一部変更の内容をご確認下さい。

より現実的な点数設定に変更されていますので、今後もご活用下さい。